

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第82号）

1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法等の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）

(2) 新潟県建築基準条例（第2条関係）

(3) 新潟県青少年健全育成条例（第3条関係）

(4) 新潟県屋外広告物条例（第4条関係）

(5) 新潟県福祉のまちづくり条例（第5条関係）

(6) 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第83号）

1 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事等の特別職の職員の給料及び報酬の額を改正することとしました。（第1条関係）

2 新潟県議会議員給与条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長及び議員の報酬額を改正することとしました。（第2条関係）

3 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正関係

知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第3条及び第4条関係）

4 新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正関係

教育長の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第5条及び第6条関係）

5 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成27年1月1日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第84号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。（第1条～第4条関係）

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額、勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。（第5条～第8条関係）

3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の報告に基づき、遠隔地水上警戒作業手当を新設するとともに、教員特殊業務手当の額を改正することとしました。（第9条関係）

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第10条及び第11条関係）

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第12条及び第13条関係）

6 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第85号）

1 職員を派遣することができる団体の追加

職員を派遣することができる団体に一般財団法人魚沼市医療公社を追加することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県地域医療介護総合確保基金条例（新潟県条例第87号）

1 基金の設置

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、新潟県地域医療介護総合確保基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（新潟県条例第88号）

1 目的

この条例は、薬物の濫用による被害が深刻な状況にあることを踏まえ、県が薬物の濫用を防止するための施策を推進し、及び必要な規制等を行うことにより、青少年をはじめとする県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公共の安全を維持し、もって県民が健康に安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有することとしました。(第3条関係)

3 県民の責務

県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めるとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならないこととしました。(第4条関係)

4 基準該当製品の販売等の手続

基準該当製品（その名称、形状、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から危険薬物を含有する可能性がある物として、新潟県薬事審議会の意見を聴いて知事が別に定める基準に該当するもの）を販売し、又は授与しようとする者は、販売し、又は授与する基準該当製品の直接の容器等に当該基準該当製品の名称及び用途等を記載しなければならないこととしました。(第11条関係)

5 知事監視店の指定

知事は、基準該当製品の販売、授与等の業務を行う店舗等について、基準該当製品の直接の容器等に名称及び用途等が記載されていない基準該当製品が貯蔵され、又は陳列されていると認めるとき等の場合には、当該店舗等を知事監視店として指定することができることとしました。(第12条関係)

6 知事監視基準該当製品の販売等の手続

知事監視店販売者は、販売し、又は授与する基準該当製品（知事監視基準該当製品）の直接の容器等に知事監視店販売者の氏名、住所及び連絡先を記載し、並びに購入し、又は譲り受けようとする者の氏名等を確認するとともに、その者に対して当該知事監視基準該当製品に関する説明書を交付しなければならないこととしました。(第14条関係)

7 知事監視店販売者から購入等する者の手続

知事監視店販売者から知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者は、誓約書等を当該知事監視店販売者に提出しなければならないこととしました。(第15条関係)

8 知事指定薬物の指定

知事は、危険薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものを知事指定薬物として指定することができることとし、何人も、知事指定薬物の製造等をしてはならないこととしました。(第16条及び第18条関係)

9 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

10 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第90号）

1 幼保連携型認定こども園の認可の基準

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級編制、職員配置、園舎及び園庭等の基準を定めることとしました。(第4条及び別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（新潟県条例第91号）

1 保育所の設備及び運営に関する基準の見直し

子ども・子育て支援法の制定及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正等に伴い、保育所の設備及び運営に関する基準の見直しをすることとしました。

2 施行期日

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとしました。

◇新潟県小規模企業の振興に関する基本条例（新潟県条例第92号）

1 目的

この条例は、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ継続的に推進し、成長発展のみならず、事業の持続的発展を図り、もって地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務及び市町村への協力

県は、基本理念にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有し、市町村が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するものとする事としました。(第4条関係)

3 小規模企業者の努力

小規模企業者は、基本理念にのっとり、主体的に経営の向上及び改善を図るよう努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする事としました。(第5条関係)

4 小規模企業に關係する団体の役割

小規模企業に關係する団体は、基本理念にのっとり、小規模企業者の経営の向上及び改善に資するため、積極的な支援に努めるとともに、相互に連携するよう努めるものとする事としました。(第6条関係)

5 基本的施策

県は、小規模企業の振興に関し、県の施策の基本となる事項を定めることとしました。(第7条～第15条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例（新潟県条例第98号）

1 目的

この条例は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び特定野生鳥獣関係団体の役割を明らかにするとともに、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって県民の良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 基本理念

特定野生鳥獣の管理及び有効活用は、良好な生活環境を現在及び将来の県民に確保すること並びにその有効活用による新たな付加価値を生み出す取組が地域の活力の向上に重要であるという認識の下に県、市町村、県民、特定野生鳥獣関係団体が相互に連携し、及び協力することにより、行われることを基本としなければならないこととしました。(第3条関係)

3 県の責務

県は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策を実施する責務を有することとしました。(第4条関係)

4 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の特性に関する理解を深め、県及び市町村による特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に協力するよう努めるものとする事としました。(第6条関係)

5 公表

知事は、毎年度、特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする事としました。(第11条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。